

理事会議事録

1. 日時 令和元年5月15日(水) 午後1時57分～午後3時45分
2. 会場 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟5F 511号室
3. 出席者 代表理事・会長 齊藤斗志二
理事・副会長 野口和之 斉喜博美 城門政文
専務理事 柳沢和雄
理事 後藤一也 松島良一 川口勇喜夫 杉山弘行
村井雅人 仙田逸二 赤木弘蔵 中村直人 太田敏勝
野中歌子
(理事18名中15名出席)
監事 西島 寛 祝 光雄

4. 議題

(1) 審議事項

- ① 第1号議案 第61回全国スポーツ推進委員研究協議会開催地(栃木県)について
- ② 第2号議案 平成30年度事業報告の件
- ③ 第3号議案 平成30年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録承認の件
- ④ 第4号議案 令和元年度定時総会開催日程について
- ⑤ 第5号議案 事務所移転に伴う「定款」の変更について

(2) 確認事項

- ① 「スポーツ推進委員の在り方検討」の6月定時総会における提案について
- ② 「会員証」の取扱いについて
- ③ 「みんなのスポーツ」等の価格について

(3) 報告事項

- ① 令和元年度ファミリー健康体力向上事業中央講習会について
- ② 令和元年度スポーツ推進委員リーダー養成講習会について
- ③ その他

午後 1 時 5 7 分開会

5. 開 会

○ 議長の選任

理事会の議長は、定款第 3 2 条の規定により「会長がこれに当たる」と定められていることから、齊藤会長が議長を務めることを確認した。

○ 出席理事数の確認

齊藤議長から、出席理事数について、理事現在数 1 8 名中 1 5 名が出席し、定款第 3 3 条第 1 項の規定により、本理事会は成立している旨の確認がなされた。

○ 挨拶

齊藤連合会長

本年 5 月 1 日に元号が「令和」となり、本日（15 日）は令和最初の理事会。明後日（17 日）には機関誌「みんなのスポーツ」の企画で「スポーツ推進委員の平成と令和」をテーマに、自分を含め、編集長である柳沢専務理事、理事の橋本聖子参議院議員、山梨県会長の飯田編集委員が集い座談会を行う。記事は 7 月号に掲載される。現在事務局が入る岸記念体育会館は新たに建設された JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE に移るがその内覧と祈念式典が明日（16 日）行われる。この 3 日間は何かと慌ただしい感じだ。

いよいよ来年は東京 2 0 2 0 オリンピックイヤー。オールジャパンでの聖火リレーもある。ちなみに聖火は 2 0 0 m ごとにリレーされということで、聖火を持つ人は厳選されるだろうが伴走者はそれほど厳密ではないと思うのでチャンスはあるかもしれない。

本日は定時総会につながる昨年度の事業報告や決算の審議があるのでよろしく願いしたい。

○ 議事録署名人の選任

議長より、定款第 3 4 条第 2 項の規定により、本理事会の議事録署名人として、齊藤会長と出席監事である西島寛氏、祝光男氏が諮られ、提案のとおり選任された。

6. 議 事

◆審議事項

① 第 1 号議案 第 6 1 回全国スポーツ推進委員研究協議会開催地（栃木県）について

令和 2 年度に第 6 1 回全国スポーツ推進委員研究協議会の開催が予定されている栃木県が用意した開催要項（案）に基づき、現段階における期日、会場、日程等について確認を行った。

期日：2020年11月12日（木）・13日（金）

会場：ブレックスアリーナほか

日程：1日目 開会式・表彰式 講演・シンポジウム 2日目 分科会

本件について特に意見等はなく、第61回全国スポーツ推進委員研究協議会の開催地を栃木県とすることとし総会で確認のうえ、スポーツ庁と共催することとなった。

② 第2号議案 平成30年度事業報告の件

柳沢専務理事から、平成30年度事業報告について、資料に基づき説明がなされた。

その主な内容は、①ファミリー健康体力向上事業 ②第59回全国スポーツ推進委員研究協議会（鹿児島県） ③スポーツ推進委員地区研修会 ④スポーツ推進委員リーダー養成講習会 ⑤生涯スポーツ・体力づくり全国会議2019 ⑥機関誌「みんなのスポーツ」の編集 ⑦専門委員会の開催など

本報告に対し、特に質問・意見等はなく、平成30年度事業報告については、採決の結果、異議なく承認された。

③ 第3号議案 平成30年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録承認の件

細矢事務局長から、資料に基づき説明が行われた。

公益法人として公益認定法に定める「財務3基準」を満たしているかについての確認を行った。

第1の原則 収支相償の原則について確認

公益目的事業収入が公益目的事業支出を下回っており「収支相償の原則」は満たしていることを確認。

第2の原則 公益目的事業比率の基準について確認

公益目的事業費用が法人全体の経費の50%を超えていることを確認し、第2の原則もクリアしていることを確認。

第3の原則 遊休財産保有制限について確認

遊休財産は、大枠、正味財産から基本財産と特定資産を引いた額とみることができるが、その額が、公益目的事業費を超えていないことを確認し、第3の原則もクリアしていることを確認。

次に、祝監事より、「計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査を実施したところ、適正に処理されていることを確認した」旨の監査報告があった。

本説明・報告に対し、特に質問・意見等はなく、平成30年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録及び監査報告については、採決の結果、異議なく承認された。

④ 第4号議案 令和元年度定時総会開催日程について

齊藤議長から、平成30年度事業報告などを審議するため来る6月11日（火）午後2時

30分から、国立オリンピック記念青少年センターにおいて令和元年度定時総会を招集する旨の提案がなされ、異議なく了承された。

⑤ 第5号議案 事務所移転に伴う「定款」の変更について

齊藤議長から、全国連合の主たる事務所を移転する件について提案があり、異議なく本件は了承された。

・主たる事務所の所在地：

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 403号室

・移転予定日：令和元年6月18日

齊藤議長から、主たる事務所が渋谷区から新宿区に移ることに伴い定款2条1項を「この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く」のとおり変更する提案がなされ、本件は異議なく了承され6月の定時総会で変更の決議を行うこととなった。

◆ 確認事項

① 「スポーツ推進委員の在り方検討」の6月定時総会における提案について

柳沢専務理事から、WG（ワーキンググループ）で意見交換したもののうち3月の理事会で仮提案したものを整理し、6月の定時総会で提案するものとして配付資料に基づき説明がなされた。スポーツ庁との協議の中でGC（ジェネラルコーディネーター）制度導入は表面化していないこと、スポーツ審議会健康スポーツ部会において専務理事として推進委員に関する説明を行ったうえで、「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策（案）」における推進委員に関する部分についてスポーツ庁とやり取りしていること、大学生推進委員の検討についてなどの報告があった。また、研修制度の在り方に関する部分で、定時総会開催時に都道府県会長間の情報交換の機会を設けること、これについては研修委員会に付託する旨の提案がなされた。

質問) この「在り方検討」は継続して行くのか、それとも期限を切っている程度のところ結論を出し各都道府県に流すことにするのか。考え方を示して欲しい。

柳沢専務理事) 現在は「やれることは何か」について意見を出し合い、まずはできるところから始めるというスタンスでいる。ただ、期限を切らずにやるとずるずる行くので期限についても考えたい。

質問) 「大学生推進委員の可能性の検討」の項目がある。色んな人が入ることは良いことだと思う。他方、選任は各市町が行っており、その辺との関係はどうなるのか。スポーツ庁として選任の指針を作るような考えはあるのだろうか。

柳沢専務理事) この項目は、いくつかの市町で大学生を委嘱しているという情報に基づくもので、まだ指針として出しているものではない。スポーツ庁ではUNIVAS（ユニバス）という大学スポーツを活性化するための仕組みを作っており、ここに推進委員の公募情報などを提供し希望する大学生には応募してもらおう仕掛け考えたいとしている。スポーツ庁としても、と

にかく推進委員の存在を知ってもらって関心のある学生に手をあげてもらおうと考えている。

意見) 大学生も大事だが市町村にある大学の教授を推進委員になってもらうことを検討してはどうか。大学生は4年で卒業し、ほとんどその町に定住してくれない現状がある。

意見) 大学には教授に加え職員もいるね。

意見) 自分の所(当別町)では大学の教授が推進委員になっている。大学生の協力を得られる場面もあるし、学生が地元に戻っても推進委員を理解して活動してくれている。

意見) 自分の所(犬山市)では市と市にある大学が提携して推進委員になってもらっている。活動する上で若い人がいると子供たちがなついてくれるというメリットもある。学生も就職先として市の職員も視野に入れているとの話もあった。

他に質問・意見はなく、本説明・報告は了承された。

② 「会員証」の取扱いについて

本件は3月の理事会から継続協議となっていた。

意見) スポーツ推進委員手帳に「スポーツ推進委員であることを証明する」との記載があるので、これを活用する案もある。また、全国連合の費用負担を軽減させるには「会員証」の基本データを「会員証」を必要とする市町に送付し、自分たちで作ってもらうという案もあるのではないか。

質問) そもそもこの「会員証」を作ろうとした経緯はどういうことか。その理由がはっきりしないと「止める・止めない」の意見の出しようがない。

齊藤会長) この全国連合は体育指導委員の時代から長い歴史がある。かつては県単位の会費負担があったが財政難から支出が絞られてきた経緯がある。かつて会員にはエンブレムやバッジなどを購入してもらった時代もある。全国連合が平成24年に公益社団法人に移行する際、組織財政や個人負担を勘案し現在の会費納入を伴う普通会员制度を設けた。その普通会员には立ち位置を明確にするため「会員証」を連合から交付することにした経緯がある。

意見) 秋田市では推進委員を明記したジャージなども支給されており立ち位置は明確に分かる。一方、全国連合組織運営の費用負担が大きいのであれば会員証を止めてもいいのかなと思う。会員証が十分に有効活用されていない部分もあるようだし。

意見) ここでの議論は「会員証」だけを取り上げるのではなく、「会費」とリンクさせて議論すべきではないか。公益法人になるときに、会費をいただくので会員証を出す決めたのに、会費を払っているのに何もないのかと問われたらどう答えるのか。事務所を移転するのにお金が足りない、全国連合の財源が不足しているというのであれば、支えている会員にきちんと説明しお願いするのが筋ではないか。

事務局) 現在の会員証の出し方は、新規の方にストラックに入れた会員証を送付し、継続会員には年度を記載した「シール」を送付し貼付してもらっている。会員証を発行することは規程にあるが、会員証を5年で新しくすることは規定されていない。

意見) 会員証は一度もらったが「シール」は見たことがない。これは一度各都道府県に戻って各市町の状況を把握したうえで意見を集約した方がいいのではないか。

意見) 会費について消費税が上がると会費をあげるという議論も出てくるかもしれない。推進委員は少ない手当の中から年会費 500 円を支出している。この会費を払っていることで地区研や全国研修に行けるという状況になっており、納得できるのではないか。経費がかさむというのであれば会員証交付を見直してもいいのではないか。

意見) 地区研や全国の研修には大会参加費を支払えば、普通会员であるかどうかは関係なく参加できる。

意見) 沖縄県では推進委員の 100%が普通会员になっている。公益社団法人に移行し会費制を導入する際、県内で、みんなで組織を支えるためこの会費は必要で、会員には会員証が来ると説明した。現在は会員証がなくとも会費を払うことは当然と考えている。今年度(令和元年度)の予算は赤字予算を計上し事務所移転に伴う経費負担増もあり中長期的視野で考える必要がある中で、普通会员に会員証を出すとした過去の経緯はあるものの、時代に合わせて変えるところは変えてもいいのではないか。

齊藤会長) 推進委員は各市町から委嘱されている。その委嘱をもって全国連合の会員でもあるというようにリンクさせるやり方もあると思う。この件はもう少し検討が必要だと思う。

意見) 自分たちがこの「組織を支える」という自覚が大事だと思う。「会費を取られる」という発想があると会費納入は厳しいものになる。各都道府県会長が、こういった状況について、どれだけ末端まで説明できるか疑問なところもある。全国連合の状況を会員の方に理解してもらう説明が必要だと思う。

意見) 継続審議で各会長さん方の意見を聞くことが必要だと思う。年 500 円の普通会员会費を行政が負担しているところもあれば、個人が負担しているところもある。理事だけで決めるのではなく各会長から話を聞いたうえで整理すべきだと思う。

質問) 自分の所は 100%普通会员となっている。会費を納めていないところがあるということだがバラつきがあるのか教えてほしい。

齊喜副会長) 加入率の平均を下げている大阪府から。府内で推進委員の多くを占める大阪市は、年 9600 円の手当の中から府協議会への負担金もあり全国の普通会员会費納入を求めるのは心苦しいとして末端まで普通会员の話をしていない状況があった。自分が府会長となって普通会员数を増やしてもらった経緯があり、表彰の仕方などともリンクさせ普通会员になってもらうよう努力しているが、まだ 100%には至っていないところだ。

普通会员とそうでない人の区分けは研修会参加費に差を付けるなど差別化すると意識が変わるかもしれない。

なお、会員証交付を止めれば年 100 万ほど浮くわけだな。

齊藤会長) 500 円の会費をいじるのは容易ではない。また、全国連合の会議はそう頻繁にあるものではないので、話を詰めるにも日程的な問題もある。

意見) 会員証を「出す出さない」の話と、普通会员「会費」の話とを一緒に議論すると簡単には

結論は出ないと思う。

意見) 6月の総会で議論をするにも先ほど出たデータを送って自分たちで作ってもらうなどの「アイデア」は持っておいた方が良いと思う。

野口副会長) 今は会員証に関連して普通会员の話になっているが、北海道では総合型クラブとのからみで推進委員を置いていないところがあることを申し上げておきたい。

質問) 普通会员会費納入と表彰の関係はどうなっているのか。

城門副会長) 普通会员として個人が会費を納入しているはどうか取りざたされているが、全国連合の「正会員」は各都道府県会長である。表彰の推薦でも単位は各都道府県からの推薦になっており、全国連合の運営を考える場合、考え方の基本単位は各都道府県になるのではないのか。

齊藤会長) 定時総会には各都道府県会長が集まるので、それぞれから意見を聞く「議論タイム」を設けて「会員証」の扱いの議論を進めたい。「普通会员100%作戦」と銘打ってやりたい。その際、会費の問題は触れられないと思う。

③ 「みんなのスポーツ」等の価格について

細矢事務局長から、3月の理事会後、日本体育社から本体価格を元の495円として欲しい旨のお願い文が事務局に届いた旨の報告があり、これに関し日本体育社の吉田部長から発言があった。

吉田部長) 2020年4月号から、できれば本体価格を元に戻すようご理解を賜りたい。

意見) 今のままの価格でも本体価格を元に戻しても売り上げが変わるものではない。正常な形に戻すべきだと思う。

意見) 人件費は上がっており、消費税率が上がれば材料費も上がるわけで、そのことを考えれば本体価格を上げないのは不正常であって、この際、正常に戻した方が良い。

協議の結果、総会でも確認するが理事会としては申し出を認めることとした。

◆ 報告事項

① 「ファミリー健康体力向上事業中央講習会」について

城門政文事業委員長から、令和元年度の中央講習会は6月29日(土)・30日(日)に実施する予定であること、今回の中央講習会には新規実施の群馬県、宮崎県から、また本件事業既実施県からの参加予定もあり、18名の参加が見込まれる旨の報告がなされた。

特に発言はなく、本報告は了承された。

② 令和元年度スポーツ推進委員リーダー養成講習会について

齊喜博美委員長から、令和元年度は、平成24年2月29日(土)・3月1日(日)に国立オリンピック記念青少年センターで実施を予定している。平成24年度から実施した本件講習会に、既に500名弱の参加を得、今年度も多くの参加を期待している旨の報告がなされた。

齊藤会長) 今年は安達健康スポーツ課長にも講師に立ってもらい、一層充実したものになった。
他に発言はなく、本報告は了承された。

7. 閉会

議長より、以上をもって理事会を閉会する旨の発言があり、理事会は滞りなく終了した。

午後 3 時 4 5 分閉会

-----○-----

令和元年 5 月 1 5 日 (水)

以上のとおり議事録の正確であることを証し、署名捺印する。

議事録署名人 議長

_____ (印)

監事

_____ (印)

監事

_____ (印)